

# 2023年9月期全塾協議会臨時会議事録

2023年12月24日

全塾協議会

全塾協議会規約第22条第1項に基づき、2023年9月27日に開催された全塾協議会臨時会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

2023年8月期定例会の議決に基づき、第7代塾生代表の署名を以て本議事録を公開する。ただし、当時の議長の署名が得られていないため、真正なものとして認められていない。当時の議長の署名が得られた時点で真正なものであるとする。

第7代 塾生代表 山田健太 (署名) **山田 健太**

## 議事概要記録

名称	2023年9月期全塾協議会臨時会
場所	オンライン(Zoom)
日時	2023年9月27日 18:40~21:00

### 塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表 山田健太
上部団体	事務局長 佐々木菜緒
	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長 後藤美汐
	体育会本部 主幹 欠席
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長 市川裕也
	全塾ゼミナール委員会 副委員長 松本彩花
	四谷自治会 会長 藤村悠哉
	芝学友会 会長 荒井大輔
	福利厚生機関本部 代表 村井祐樹
	3番項のみ出席

### 次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	議事部 佐藤優汐
4. 配布資料の確認	

項目	担当者
5. 議長の確認	
6. 議事	以下参照
7. 連絡事項	議事部 佐藤優汐
8. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

## 議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20230927-01-JSD	塾生代表 山田健太	「2023 年度全塾協議会予算第一次補正予算」に関する議案	可決
20230927-02-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の基本方針に関する議案	可決(修正)
20230927-03-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会規約及び選挙規則改正に関する議案	採決なし
20230927-04-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会特別委員会に関する議案	可決(修正)

2023 年 12 月 24 日 議事録作成

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 副議長

後藤美汐

(署名)

---

# 議事詳細記録

## 1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

## 2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

## 3. 定足数確認

議事部 佐藤優汐による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

## 4. 配布資料の確認

議事部 佐藤優汐が、既に配布された資料の確認を行った。

## 5. 議長の確認

議事部 佐藤優汐は、全塾協議会規約 第 10 条に基づき、現在の議長である全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太が欠席であるため、議会運営規則第 4 条に基づき副議長である文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐が議事の進行を務めることが確認された。

## 6. 議事

### (1) 塾生代表「2023 年度全塾協議会予算第一次補正予算」に関する議案

塾生代表 山田健太より「2023 年度全塾協議会予算第一次補正予算」に関する議案が上程され、議案資料 20230927-01-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は、第 1 次補正予算案を提出する旨を述べ、詳細は別紙を参照するよう促した。今回の議案の主旨としては、自治会費交付金の交付額の三田祭実行委員会の交付額を 0 円から 1,200,000 円に引き上げることである。また、執行機関側でルールが定められていないため、予算案の日付が未来になっているが、変更については、現在審議中であることを付け加えた。後藤は本議案に対して質問があるか確認し、質問がないことを確かめた。

全塾協議会は本議案を全会一致で可決し、塾生代表山田健太はこれを承認した。

### (2) 塾生代表 全塾協議会の基本方針に関する議案

塾生代表 山田健太より全塾協議会の基本方針に関する議案が上程され、議案資料 20230927-02-JSD に記載の通り説明を行った。なお、本議事録では議会で議論された順番に記載している。

#### 1 特別支出承認申請について

塾生代表 山田健太は、特別支出承認申請について、現行規則では議会の報告が必要という文言はなく、業務の円滑化ひいては事後申請を防ぐために、塾生代表もしくは執行機関の専決事項とし、議会への報告を義務付けることを提案した。ただし贈答品に該当するものをどう支出したか公開する必要はあると述べた。

藤村は議会中の承認申請は議会の妨げとなっていることを指摘した。飲食費と交通費について基本方

針を決めてから執行機関に託し、議会へ報告することを提案した。

後藤は、議員に順番に意見を伺った。

荒井は、議会で話し合われた内容を急に執行機関に渡すよりは議会において基本方針を決めた方がよいと述べた。

市川は、大枠は支持するとし、特別支出に関して様々な議論が行われてきたため、議会と塾生代表で合意できるルールを作り、そこから執行機関に一任することを提案した。

松本は、特別承認を議会に関わらずに行うことは慎重になるべきだと述べた。

後藤は全塾協議会の方針の重要性を確認し、議会での事項をいきなり塾生代表や執行機関に転換せず、書類上の不備は事前に議会前に行い、それでも難しかったら執行機関に一任すると段階的に検討することを提案した。

山田は方針さえ決まればあとは塾生代表の裁量権でいいのかと尋ね、以下の2点を指摘した。1つ目は、議案資料として提出する以上、致命的なミスを除き、事前に修正を要請することはできないことを確認した。

2つ目に、財務システムの導入準備が終わり、今後システム管理が簡単になることを踏まえ、誰が承認していくかを明瞭にしていきたいと述べた。またルールに則ったうえで、なるべく不確定でないものを承認してほしいとした。

山田は、規約により承認者は塾生代表であるため、その意味でも移管をすることは理解いただいていると確認した。方針については包括的よりは前提条件を定め、それに則りマニュアルを作り、次の会計年度から運用を目指す流れを説明した。その上で、I.ルールを作るか否か II.ルールの作成者は誰かの2点の疑問を提示した。議会からの提出を義務付けることが好ましいかも聞きたいと述べた。

後藤は、順番に議員に意見を伺った。

藤村は、懸念点として議会への報告が事後報告になる点をあげ、議会が問題を未然に防げないことを指摘した。現状に異論はないが統一方針がないと問題が起きてもおかしくないと述べ、事実上特別支出承認申請が形骸化することを懸念し、Iについて賛成した。藤村は山田にIIの確認をとり、それに対し山田は2点目の内容を説明し、立場上塾生代表側が作るのか議会側が作るのか聞きたいと述べた。

藤村は議案として誰が上げるかはさておき、代表含め執行機関側が議案を出すことに賛同し、議会で詳細を詰めることを提案した。

山田は藤村に素案は塾生代表側が作っていいのか尋ね、藤村はこれまで話し合ってきた流れを考慮して妥当ではないかと返した。それに対し山田は、団体や議員による発言は毎回同じでないと述べ、申請についてもケースバイケースで判断しているところはあるとした。ただその姿勢でも混乱は生じてないことを踏まえ、基本方針として飲食費などのルールを定めて素案を10月期定例会で提出・確認し、フィードバックをもらい、最終的に提出する流れを提案した。

藤村は、ケースバイケースだからこそ話し合う必要があるとし、基本方針を定めて、議会で協議することを提案した。

山田は、ほかに懸念点があるか、飲食費・交通費以外に検討する項目があるか議員に尋ねた。

荒井は、Iについてはルールが決まってさえいればいいのではと述べた。IIについては、素案は議員の経験年数の差を考慮し、執行機関側が提出して話し合うことを提案した。続けて山田に、議案資料提出のスケジュールについて尋ねた。

それに対し山田は、今後先決にした場合は、緊急の用件があった場合、妥当性があれば速やかに打ち合

わせをして、ルールを参照し承認することが可能になっていくと述べた。しかしスケジュールを考慮して一週間前には提出してほしいとした。ルールの作成によりフレキシブルに対応していける、要件には対応することが塾生代表の義務だと述べた。

市川は、I について大筋としては賛同するが、議会側支出を不適切だとしてペナルティがあるのかについては制度設計の必要があると追加した。II については執行機関側からの素案を見たうえで議会で議論していくという形に賛同した。

松本は I についても II についても同意見だと述べた。

後藤は、I はルールを作っても執行機関に委ねすぎず、ケースバイケースの判断を執行機関のみに任せってしまうのは危険だと指摘した。II に関しては素案と議案提出者の二つを包含していると解釈し、山田の懸念については過不足のないルールの制定のため、希望するもののみで決めるのがよいと述べた。山田は作成者の指名を後藤に一任した。後藤は議員の中から選出することの確認をとり、意見を募った。

藤村・後藤が作成者として立候補した。他の議員には意見出しやミーティングへの参加を求めた。

山田は質問の回答に対し、ルールを決めて試行していくことを確認し、従来の規則を考えるといま議論したことには意味があると述べた。少なくとも 1 月には目指したいと期間を設定した。

山田は市川が発言した執行機関側のペナルティについて、議員には塾生代表の解任権限がいつでもあり、塾生代表に虚偽をした場合は処分規則に則り当該団体や財務の解体などの措置がとられると述べ、そのため特別支出承認申請のときのみペナルティを課す必要はないと述べた。訓告があれば定めておくに留めるとした。

後藤は本議案の議案資料の文言について、10 月期定例会で再度話し合うのか尋ねた。それに対し山田は、基本方針として一定の範囲内では専決事項にしたい、意見としてはルールにしたいが 3 で慎重派が 2 だったので基本的にはこの方針で進めていくと認識していると回答した。

後藤は専決事項については危ういのではないかと述べ、議会の報告では報告議案でなく通常の議案として扱ってほしいと意見を述べた。

山田は、予算執行について塾生代表に権限があり、現状特別支出のみ浮いている状態であるとし、現状打破のためには予算執行についてすべて議会が責任を負えばいいが現実的に不可能だと述べた。その上で全塾協議会のみ予算の承認権が議会にある状態なので、特別支出のみ支出が遅れてしまうというのは不整合の原因になっていると回答した。

### 3 規約改正について

山田は、以前に述べた通り、現行の規則をもう少し抽象的にすること、自治会費 750 円を掲載することを提案し、その是非について尋ねた。明記しない場合、自治会費 750 円が塾生の投票如何により変更可能になることを危惧し、元々全塾協議会規約は全塾生の投票により決まったものであることを確認した。規約改正の中で細部のみ改訂してきたが、リコールや議案提出権などの核心的な部分に変更してこなかったため、そこを分離してルール化したいと述べた。

藤村は、質問の 1 点目として規約を抽象度の高いものにするという点について、具体的な案を尋ねた。

それに対し山田は、議会をする意義などの議員らの制約になるような事項は残し、議長の選出方法などの細かい部分は消さずに別の規約に移すと回答した。

藤村は、全塾生の投票は誰がやるのか尋ねた。

それに対し山田は、塾生代表選挙のタイミングで別にやると回答した。Google フォームに規約改正案

を出し、その結果を反映することを提案し、最低投票率を設けないでいいと思うが別で議論するとした。

荒井は、今の話について、今年の塾生選挙までに新規約の準備を全て進めていく予定かを確認した。

山田は、今年の規約作成は争点ではなく、塾生の合意が得られれば案を作ると述べた。初回の改正では塾生投票は不要で、規約作成の方針が今回の主要な争点であるとした。最低投票率を設けない場合、塾生代表選挙と一緒にやる必要はないが、投票率の上昇などの効果は期待できると述べた。規約が規則と同じレベルで改正できることと、自治会費が明記されていないことが問題であるとし、これらを憲法として定めることが争点であると強調した。また、全塾生に一定の責任があるため、最高機関は塾生の投票によって決めるべきだとも述べた。自治会費については他の議会でも議論することが可能であるとした。

荒井は方針について反対せず、施行を奨励した。

市川は、方針について大枠は支持し、1.規約改正における議会の立ち位置の把握 2 塾生の投票によって作られる規約は議会より上位の権威になることによる統治機構のバランスについて質問した。

それに対し山田は、1 については議決を採って改正案を承認すると回答した。全会一致か否かについては触れず、議会としては改正案に審議はできる立場であることを強調した。また、追加でフローが発生すると述べた。2 については、公選議員に目をつむれば何も変わらないと考えており、現在塾生代表のみが公選されているため、塾生代表は最終的な議決機関でもあると説明した。塾生投票による決定が増えるほど議会の立場が下がる見解もあるが、現状では全塾生の投票によって決められるのは塾生代表と規約であるため、議会の上に塾生代表がある状況に変わりはないと述べた。規約に対する意識論での変更はあるが、大きく変容はないと考えていると回答した。

松本は、異論はないが懸念点はつぶしたほうがいいと述べた。

後藤は、規約改正を全塾生で執り行う点に異論はないと述べた。しかし実践の際に選挙を待たずに施行するケースを想定し、責任を選挙管理委員会に一任するならば、常在団体ではないため時期により実務上の問題が生じることを指摘し、問題点を解決してから話を詰めるべきとした。

## 2 公選議員について

山田は、概要は省略し疑問点は各自で整理するよう告げた。それを踏まえて、以下の説明を行った。公選議員については過去に同意がとれているが、議会において、現状公選制がないとの指摘がある。そのうえで現状の議員の取り扱いは決定していない。少なくとも、公選議員が設定されたうえで、今の議員の方の議決権をどう担保していくかの議題。公選議員を導入することは否定されていない前提の上で、以下の二点のどちらを採用するか提起した。

- ① 十分な人数を担保してから公選議員を導入する
- ② 段階的に公選議員を増やしていく

公選議員に適正人数はないため、現状でガバナンスが取れて、十分な得票が集まることを踏まえると3~5人が妥当と議決が出たと確認した。今後のスケジュール決定のため議員に意見を伺った。

藤村は、この公選議員の選び方は選挙と同じタイミングかを尋ねた。それに対し山田は、タイミングは考えておらず、最低得票率しかコンセンサスはとれていないと回答した。

また藤村は、選挙の形態について尋ねた。それに対し山田は塾生代表選挙のように行うと回答した。

また藤村は、数としては5人ぐらいを支持した上で、段階的に増やしていくと五か年計画のようになることを危惧し、人数は担保したうえで導入することに賛成した。また議員の公選基準について尋ねた。

山田は同意が取れていないため一案だが、議論の中で、現時点では通常通り最低得票率とは別だが、上

位三人が選出される形になると述べた。例えば学部の人数の多さを鑑みて、別に制限をもうけると民主的に不公平であるので、普通にとっていくのが一案としてであると回答した。

それに対し藤村は、感謝を述べたうえで①を支持すると述べた。

荒井は、大枠は①を支持するが、人数を担保したうえで②も検討していくことを提案した。

藤村は、現状7人であり合計を奇数にするため、新たな議員は5人でなく4人であると訂正した。

市川は②に関して7団体に加えて公選議員を含めて議会を構成していくという趣旨かを尋ねた。

これに対し山田は、意見が割れているが重要であるのは公選される人数を、権力の集中を防ぐため、塾生代表一人の状態から増やすことであると述べた。具体的な方法については決まっていないと回答した。

市川は、公選議員の目的は民意のある議会を作ることであり、そのためには公選議員制度の導入が必要との見解を示した。公選議員が上部団体から選ばれた議員よりも何らかの形で優越する状況を作ることが重要であると述べた。また、公選議員が8人ぐらいできるような状況であれば、公選議員制度の導入を検討すべきだと提案した。さらに、公選議員と上部団体から選ばれた議員の間で権利能力の差分を設け、公選議員が優越する仕組みを作るべきだと主張した。ただし、公選議員が上部より極端に弱くならないようにすることが重要であると強調した。

松本は、三河から、「公選議員を3名入れてそこから増やすべきだ」との伝言を預かっていると伝え、個人としては議論の結果を踏まえ柔軟に対応すべきと述べた。

後藤は、公選議員自体には賛成するが、問題点も多いと述べた。公選議員の構築に関して、理想は5~8人だが、現実には次の選挙でその人数が集まるのはかなり厳しく、3人なら集まるがパワーバランスに不安があったとした。その上で、議会でスケジュールを決定すべきではと提案した。この場での議論を想定しているのか、方針だけもらって、塾生代表などで持ち帰るのか。どちらの意図で資料を書いたのかを尋ねた。

それに対し山田は、どちらでも構わない、導入へのスケジュールを決定するスケジュールを決定する面もあるので、10月期定例会までに基本方針を立てる方向でも構わないと回答した。

後藤は、スケジュールを細かく設定したものを踏まえて、もう一回議会で諮るべきと主張した。素案の作成者についても、次回の議会で諮ることも構わないとし、その結果を踏まえてスケジュールを決定することに賛成した。

山田は公選議員について、数はバラバラにし、一定数の所定人数に到達すべきではあるという共通認識を確認し、後藤は肯定した。続いて山田は後藤に、具体的な人数や優越権の設定について決定する時期を尋ねた。

後藤は議案提出者の山田でなくこちらで決定していいのか尋ね、山田は現状では肯定した。それを受けて後藤は次回の10月期定例会までに素案を提出して決定することを提案し、ほかの議員に意見を募った。

藤村は賛同し、例として4人公選議員を入れたのち②を実践することを提案した。

後藤は10月期で導入スケジュールの素案を提出し、決議を採る方針でいいのか確認をした。

山田は導入そのものについては問題ないのか質問し、それに対して後藤は問題ないとした。

それを受けて、山田は議案資料 20230927-02-JSD の内容を従来の3点から以下の4点に修正した。

(※)

- 特別支出承認申請に係る基本方針を検討会（文化団体連盟三田本部常任委員長及び四谷自治会長、執行機関）にて定め、原則塾生代表若しくは執行機関の専決事項とし議会への報告を義務付



け、塾生代表若しくは執行機関の責任を十分に取れる方針へ変更する。

- 公選議員制度の導入をする。
- 公選議員制度の導入に関して、基本要諦及びその導入時期を 2023 年 10 月期にて決定しなければならない。
- 規約改正について全塾生の投票によって執り行われる方針へ変更する。

山田は文書の表現について、常任委員会委員長については文化団体連盟の方で考えてほしいと追加した。それに対し後藤は、普段は委員会委員長で考えていると述べた。続いて山田は四谷自治会会長の表記について藤村に尋ね、藤村は議員という表記でいいのではと返した。山田は個人名+議員という表現は避け、かつ誰がやるかを明瞭にしたいと述べた。藤村はどちらでもいいとの見解を示し、それを受けて山田は常任委員会の委員長のみ訂正した。以上を踏まえて、この方針でいいか議員に確認をとった。

藤村は規約規則改正について、全塾生の投票を要する、という方針変更に可決した場合、細かいものについては全塾生の投票があることを指摘した。それに対し山田は改正ではなく方針決定なのでその解釈ではないとしたが、明示のため但し書きを「本運用の上限は一年を上限とし、議会で決定する」という内容で追加した。続けて藤村に、公選議員制度の導入についても但し書きが必要か尋ねた。

藤村は以前の定例会での公選議員の扱いについて確認し、山田は全会一致の同意のみとれている、議決をとらないと議事に残らないため議決はとるべきと回答した。

山田は以上を踏まえ、(※)を以下の内容に修正した。

- 特別支出承認申請に係る基本方針を検討会（文化団体連盟三田本部常任委員会委員長及び四谷自治会長、執行機関）にて定め、原則塾生代表若しくは執行機関の専決事項とし議会への報告を義務付け、塾生代表若しくは執行機関の責任を十分に取れる方針へ変更する。
- 公選議員制度の導入をする。但し、公選議員制度の導入に関して、基本要諦及びその導入時期を 2023 年 10 月期にて決定しなければならない。
- 規約改正について全塾生の投票によって執り行われる方針へ変更する。但し、本運用の施行は 1 年を上限とし、議会にて決定される。

全塾協議会は本議案を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

### (3) 塾生代表 全塾協議会規約および選挙規則改正に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会規約および選挙規則改正に関する議案が上程され、議案資料 20230927-03-JSD の通り説明があった。

1 点目の選挙運動期間に係る点について、副議長 後藤美汐は議員に意見を諮った。その結果、四谷自治会会長 藤村悠哉、芝学友会会長 荒井大輔、全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也、福利厚生機関本部代表 村井祐樹、全塾ゼミナール委員会委員長代理 松本彩花は異論がないという旨を述べた。

そこで後藤は、選挙運動期間を 2 週間に短縮した時のデメリットはあるか質問した。それに対して山田は、様々な事情によるものの、演説回数などの減少はデメリットになりうると回答し、選挙運動期間を長くすればいいというわけではないので、適切な値だと考えると補足した。さらに後藤は、候補者が 1 人であればその人の好きなタイミングで演説ができるが、複数人が立候補した場合に演説日程が重複しないように調整しようとするとう一度も演説を行わないまま選挙を迎えてしまう候補者が出る可能性があり、

その生じうる不公平はないように選挙管理委員会が取り計らうということか、と質問した。それに対して山田は、公平性と平等性については立候補者数などの状況に応じて考慮すべきであるが、選挙運動期間を短縮するという基本方針は議会が事前に定めておくべきであると回答した。そこで後藤は、議会が定めていくという前提があるなら賛成すると述べ、全議員がおおむね賛成の意向であることを受けコメントを山田に求めた。それに対して山田は、改正案について改めて議員にコメントをいただくときに、先述の公平性と平等性に関する議論に関する意見をまとめてほしいと述べた。

2点目の違反行為の点数化に係る点について、山田は全塾協議会選挙規則第105条に記載の点数制に基づいて選挙運動を停止させることの是非と、違反点数10点による処分を選挙管理委員会が行うことの是非について意見を聴取したいと述べた。そこで後藤は、議員に意見を諮った。藤村は、異論はないと述べた。荒井は、選挙管理委員会が判断してよいと述べた。市川は、点数制に賛成し、処分に関しても不服申立制度があるため選挙管理委員会が判断権をもつことに賛成すると述べた。松本は、異論はないと述べた。村井は、新しく意見することはないと述べた。後藤は、点数制には賛成だが、選挙権の停止および当選無効などの処置に関して、現状選挙管理委員の選定方法が定まっていないため、今行ってよいのかは疑問が残ると述べた。ここで山田は、塾生代表選挙においては警察権がなく、候補者および運動員以外には抑止力をもつことができないと補足した。山田は議員に、全塾協議会選挙規則改正案に関して10月7日までにコメントを求め、本議案を終えた。

#### (4) 塾生代表 全塾協議会特別委員会に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会特別委員会に関する議案が上程され、議案資料20230927-04-JSDの通り説明があった。

1点目の特別委員会を塾生代表直下の常設機関として設置可能にし、一次組織も設置可能とする規約・規則を制定する件について、副議長 後藤美汐は議員に意見を諮った。四谷自治会会長 藤村悠哉は特に反対はないと述べ、常設の方が都合がいいということか確認した。それに対して山田は、以下のように回答した。

例えば、現在の新歓実行委員会は、特別委員会であるという性質上、大学に今後も新歓をしっかりと続けていくという保証をできる状態ではない。そこで特別委員会を常設機関とすることで保証できるようになる。確かに全塾協議会は団体の改廃は行えるが、何もしなければなくなるというのと何かしないとなくせないということには大きな違いがあると思う。つまり、能動的に消さなければならない場合と何もしなければ消えていく場合であれば、前者の方がなくなる可能性は低くなる。そうすれば、特別委員会による施策が今後も続いていくという大前提のもとにいろんな議論が進められるようになる。そういった意味で常設化したい。ただし、一時組織の枠も残していいのではないかという意見もあるので、例えばコロナ禍で需要があった施策については、本当に一時的な、単年度的な組織が設立できるような枠組み自体を残していいのではないかと思うので、そういう意味で常設機関として設置できる枠組みを作りたい。そのように分けて、特別委員会という名前で二つの性質にするのか、または名前を分けるのかについて改めて検討が必要になるが。

そこで藤村は、特別委員会規則を変えるということかと質問した。それに対して山田は、特別委員会の表現が変わるとほとんどの規約規則にも変更が走るが、おおむねその通りだと回答した。そこで藤村は、主な変更点としては、特別委員会規則内の、1年で消えてなくなるというような文言を変え、いわゆる準

特別委員会のような一時組織に関する文言を追記するということかと確認した。それに対して山田は肯定した。そこで藤村は、現状反対意見はないと改めて表明した。

芝学友会会長 荒井大輔は、特別委員会が常設機関になったとしても、その立ち位置としては所属団体とは別枠の機関として設置されるのかと質問した。それに対して山田は肯定し、本体強化という文脈も一定含まれると補足した。そこで荒井は、特段反対はないと表明した。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也は、特別委員会を常設機関として位置づけるという案については、その方向性自体は賛成すると表明し、特別委員会が常設化されることになった際に特別委員会の設置や解散に関する手続きについては、現行の特別委員会規則に則って行われるのか確認した。それに対して山田は、少なくとも同じように発足させるかという意味ではその通りであると回答した。そこで市川は、議会が特別委員会の廃止にどこまで関与できるのか確認したいと述べた。それに対して山田は、明瞭に方法は定まっていないが、不要となった特別委員会が残ることがないようにはしようと思っていると述べた。そこで市川は、賛成すると表明した。

全塾ゼミナール委員会委員長代理 松本彩花は、異論はないと表明した。

後藤は、一時組織としてはどのようなものを想定しているか、質問した。それに対して山田は、コロナ禍におけるワクチンの情報サイトや、各キャンパスでのゴミ排除作戦組織などを組織的に行えるようにするためにあるのが一時組織であると回答した。そこで後藤は、特別委員会は常設の方が活動しやすそうでそこに有意な点は認めるが、塾生代表直下というのは今までと立場が変わることを想定しているのか、ただ特別委員会が常設機関になることしか変わらないのか、質問した。それに対して山田は、選挙管理委員会のみ要検討ではあるが、現状の仕組みでは変更はないと回答した。そこで後藤は、異論はないと表明した。

2点目の特別委員会「選挙管理委員会」の役員選定に係る件について、副議長 後藤美汐は議員に意見を諮った。藤村は、ポイントはいかに公平性を担保できて因果関係の少ない人になるかだが、追い求めていくときりがないというのが正直な意見であり、学生自治の範疇で全くの公平性を担保できるというのは性善説に頼るしかないと思うと述べた。藤村は、役員選定の基準を設けていくという考えか確認した。それに対して山田は、役員としてどのような人を選択すべきか、特に議員や事務局員のような立場において、選考基準や条件付けについて考える必要があり、また個々の属性や経験だけでなく清廉潔白な意思決定能力が重要であり、委員長や役員に適している人物かどうかでも重視されるべきだと述べ、個別の制限や条件を設けることを提案し、ウェブ上で情報を公開することや条件を変更するタイミングについても検討すべきだと述べた。山田は、最終的なゴールや方針は明確ではなく、議論や検討が必要であり、段階的に進めていく必要があるとした。そこで藤村は、選定において基準をつけるのは現実的ではなく、役員となった個人に縛りをつけるほうが現実的であると表明した。

後藤は、以下のように意見を表明した。選定の基準はあったほうがいいが藤村と同じように完全に利害関係がないというのは大学生活上難しい。例えば、同じ団体に所属しているが直接話したことがない場合でも、関係性があると見なされることがあり、実際に役員になった人に制限を課すほうが現実的である。また、1点目の特別委員会の話でも選挙管理委員会は別物扱いであったが、選挙管理委員会は唯一塾生代表選挙に立候補できない。選挙の公平性を保つ人を承認できるのは被選挙権を持っている塾生代表であるというのは、監督者が利害関係を持っているとまた話が変わってしまう。

荒井は、正直選挙には詳しくないというえに、選挙管理委員会の選出の現状もあまりわからないが、この人はやってはいけないという側のルールによって選出される時点で弾かれる人がいるというのは一定仕方

がなく、そのうえで入った後のその人の行動の制限をして公平性を保つと良いのではないかと表明した。

市川は、具体的にその委員の活動に制限をかけるのであれば、就任後のルール制定がよいと表明した。

松本は、ほかの議員と同意見であると表明した。

そこで山田は、就任するまでについては現行制度と変更はなく、就任後の制約を強化するという話で合っているか確認した。それに対して後藤は、役員選定という点に関してはそうだと肯定したうえで、選定をする、団体の発足を承認する人間が被選挙権を持っている人間であるということが論点になると述べた。そこで山田は、議員に発足を承認する権利はない方がよいということか質問した。それに対して後藤は、例えば塾生代表は現状 Slack でのやりとりをすべて確認できると思うが、次の選挙に出られる立場であるにもかかわらず、Slack でのやりとりがすべて確認出来ていいのかという話であると述べた。そこで山田は、論点は発足の話と Slack の管理の話のどちらか尋ねた。それに対して後藤は、発足と監督や責任の所在はどうなっていくのかであると回答した。そこで山田は、発足はやむを得ず、選ばれている人たちで任命するしかないのではないかと述べ、Slack の管理についてはケースバイケースで都度特別ルールを制定するという方針でいいのではないかと補足した。

そこで後藤は、所属団体代表者は塾生代表にはなれないというルールがあるが、それについてはどうするか質問した。それに対して山田は、所属団体代表者は塾生代表選挙に出ることは可能であると返答した。そこで後藤は、発足に関しては現行の通りにしておかざるを得ないと思うが、監督権に関してはもう少し切り離すべきなのではないかと述べた。そこで山田は、一旦発足に関しては、全出席議員としては就任まではもう今と基本的に変えることはできないため、就任した後の拘束条件を強化する必要があるということを確認した。

藤村は、現任の塾生代表が次期塾生代表選挙に立候補したら、その監督権を剥奪するという方針でよいと表明した。荒井は、後藤や藤村とおおよそ同じ意見であると表明した。市川は、理想は塾生代表がかまわないことであるが、当面はその方針に賛成すると表明した。松本は、他の議員と同様の意見であると表明した。後藤は、おおむねその方針は賛成すると表明し、実際剥奪される権利をどこに移すのか、どんなフローで剥奪するのかは今後の議会で議論し、明文化しておくべきであると提案した。そこで山田は、選挙に出ることが確定するのはどのタイミングであるか尋ねた。それに対して後藤は、届出をしたというタイミングは、その届出本人が言うならまだしも、選挙管理委員会が告示の前にその届出があったことを開示するのは業務的によろしくないかと返答した。そこで山田は、発足の前には出馬の意向を確認したいが、それを直前まで悩む権利が塾生代表にあるのかわからないかが議論の分かれ目であると述べた。後藤は、告示されるタイミングが正式にわかるタイミングとなるが、ここで権利を移動すると不公平になるか質問した。それに対して山田は、規約に定められていないが、監督権の中に情報閲覧権があるため優位性が生まれるというのは当たり前であると回答した。山田は、優位性がどの程度作れるのかにも依存すると述べた。

これに対して、藤村は現任の塾生代表が次期塾生代表選挙に立候補したら、その監督権は議会に移行することを提案した。それに対して山田は、監督権を組織にまとめるのが難しいいうえ、議会を招集できるのは塾生代表であると述べ、1人明瞭なポジションが必要であると補足した。そこで藤村は、議長を主軸として議会に委ねることを提案した。それに対して山田は、議長が出馬した場合はどうすべきか尋ねた。そこで藤村は、副議長が適切であると回答した。続けて藤村は、事務局長に監督権を移行することも提案した。それに対して山田は、事務局長にも被選挙権があると説明した。また藤村は、どのタイミングで塾生代表から監督権を剥奪するかについて、役員選定は公平性を前提にしているため、もし塾生代表が次

期塾生代表選挙に出馬する場合には先に意思表示をしてもらい、監督権を移行したうえで役員選定を行った方がいいと表明した。

荒井は、塾生代表が自身の出馬表明を行った時点で監督権の委譲を行うべきであると表明し、委譲先の第一候補は議長でありその後は藤村の意見と同様だと述べた。

市川は、できるだけ早い段階で報告してもらうべきである点、塾生代表がその身分のまま出馬すること自体は認められるという点、監督権の委譲先については第一候補が議長なのは賛成である点を表明した。

松本は、これまでの議論に同意すると表明した。

後藤は、現塾生代表が事前に次の選挙に出ることをいつ報告するかは難しいが、事前に表明する方が選挙の公平性は確実に担保される点、候補者として不利になるのもよくない点に言及し、その表明を関係者だけにとどめておくことはできるのか質問した。それに対して山田は、実務的にはできるが公平性の担保ができるのかは不確かであると回答した。そこで後藤は、次期塾生代表選挙への出馬の申し出を、内部的に行うタイミングと外部に向けて行うタイミングでずらすことを提案した。それに対して山田は、公開性の観点でよくないと回答し、事前に有する監督権によって選挙で優位に働かなければいいということか確認した。そこで後藤は、その意味では公開の有無は関係ないのではないかと述べ、山田はこれに納得した。

そのうえで山田は、以下のように方針を決定した。

- 現行の特別委員会制度を、塾生代表直下に長期的かつ継続的に事業を実行する常設機関と一時的な事業を実行する臨時機関を設置する方針に変更する。但し、特別委員会「選挙管理委員会」に関しては組織構成上の位置については引き続き検討する。
- 特別委員会「選挙管理委員会」の中立性を担保すべく、下記の通り基本方針を定める。
- 委員に関して選考段階での制度変更ではなく、就任後の制約条件を強化する。
- 前項の強化の案に関しては2023年10月期定例会にて議論し、決定する。
- 塾生代表が候補者となった場合についての監督権の代行順位等は、規則に盛り込むものとする。
- 事務員に対しての制限等は、2023年10月期定例会にて議論し、決定する。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

## 7. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。